

安平町議会災害時対応マニュアル

令和2年2月

安 平 町 議 会

1 はじめに

地震をはじめ豪雨や竜巻など多様な災害が毎年のように全国各地で発生しており、平成30年9月6日には安平町が震度6強の地震により大きな被害を受けました。

災害に備え、安平町防災計画などはあったものの、このように大規模な地震が発生することは想定外であり、議会では災害時における行動マニュアルは作成していなかったため、発災時における議会としての役割や行動をどう取るべきか、議会として何もしなくて良いのか疑問を抱いた議員も少なくなかったことから、この度の北海道胆振東部地震を教訓に、災害時における議会の行動をマニュアル化することとしました。

本マニュアル作成の基本的な考え方は、議員は自身が議会人である前に、まず住民として災害に対応することが必要であり、発災時は避難の誘導や避難所の運営支援などを行い、その中で同時に、住民からの要望を受け、一定期間経過後、適宜それらを議会として取りまとめ、安平町の災害対策、復旧・復興に向けた議員としての役割を全うすることとしました。

2 発災時の議会の対応

(1) 議会（委員会）開催中の災害

①正副議長（正副委員長）は、本会議等開催中に災害等が発生した場合、会議の休憩を宣言し、議会事務局（以下「事務局」という。）は、議場等からの避難を指示・誘導する。

②傍聴者がいる場合も同様とする。

③事務局は、災害・被害の状況把握に努め、正副議長に報告する。

④正副議長（正副委員長）は報告内容に基づき、会議の「再開」「散会」「延会」「中止」等の判断を行う。

⑤会議が「中止」などの場合、議員は、地域における被災状況に応じた支援に努め、安全の確保や避難所への誘導及び避難所の運営などに出来る限り協力する。

⑥議員は、災害の状況確認をする場合は事務局へ問い合わせ、緊急を要する場合は除き、直接、町災害対策本部や町担当部局への問い合わせは行わないこととする。

※会議の休憩を宣言する災害等

- ・地震による大きな揺れ、風水害、雪害、火山噴火等の自然災害
- ・ミサイルの発射、原発事故、航空等事故、テロなどの人為的災害で適宜正副議長（正副委員長）が判断する。

(2) 議会（委員会）休会中・閉会中の災害

※ここでいう災害とは、安平町災害対策本部が設置される災害で、全職員に出動要請がある場合

- 震度5強以上の地震が発生した場合
- 広域にわたる災害の発生が予想される場合。又は被害が特に甚大であると予想される場合で、本部長が第3非常配備を指令したとき
- その他災害対策本部長が必要と認めたとき

①議員は、次の方法で事務局へ速やかに安否を連絡する。

なお、夜間の場合など繋がらない場合は、「ロ」又は「ハ」の方法で報告する。また、発災後直ぐに停電になった場合は、「ハ」による方法、若しくは、復旧後速やかに下記のいずれかの方法により連絡をする。

- イ. 電話 (0145) - 26 - 2700
- ロ. ファックス (0145) - 26 - 2701
- ハ. メール gikai-soumu@town.abira.lg.jp

②正副議長は、必要に応じ、議員を招集することができる。

③議員は、テレビ、ラジオ、町ホームページ、あびらチャンネルなどにより災害状況を確認する。なお、災害の状況を確認する場合は、事務局へ問い合わせることとし、緊急を要する場合を除き、直接、町災害対策本部や町担当部局へ問い合わせはしないこととする。

④事務局は、災害・被害の状況把握に努めるとともに災害対策本部の対応状況を速やかに正副議長に報告する。

⑤議員は、地域における被災状況に応じた支援に努め、安全の確保や避難所への誘導及び避難所の運営などに出来る限り協力する。

⑥災害が長期に及ぶと正副議長が判断した場合、必要に応じ議員協議会を開催する。

※地震の場合は、テレビ、ラジオ等で震度が把握できるが、それ以外の場合、町災害対策本部が設置されたかどうかは議員にはわからないため、議会事務局から各議員に対し災害対策本部が設置されたことと安否確認の連絡を行う場合がある。

(3) 視察中、研修中など

①町外視察・研修中に被災・災害に遭遇した場合

- ・正副委員長等は、災害の状況に応じて、視察・研修会等の中止及び延期の判断を行う。
- ・視察・研修会等の中止及び延期の判断を行った場合、事務局を通し、正副議長に報告する。

②町外視察研修中に安平町の災害発生情報を得た場合

- ・①同様

③他自治体からの視察受け入れ時の場合

- ・正副議長等是对応者及び来町者の安全を確保するため、避難指示等を行う。
- ・正副議長等は災害の状況に応じ視察を中止するなど、視察団代表と協議する
- ・町災害対策本部が設置された場合は、視察を中止とする。

附 則

本マニュアルは、令和2年2月5日から施行する。